

「戸田市がん対策推進条例(案)」

意見募集期間

令和4年11月1日 から 令和4年11月30日 まで

概要

厚生労働省の統計によると、死亡者数の死因順位別においては、第1位が悪性新生物(いわゆる「がん」)で、死因別死亡率の年次推移は一貫して上昇し、1981年以降死因順位が1位となっており、全死亡者のおよそ3.7人に1人は「がん」が死因であるとされています。

そのような中、本市においても、がんの予防とがんの早期発見の推進、また、がん患者及びその家族への支援を図り、がん対策を総合的に推進するため「戸田市がん対策推進条例」を制定するものです。

市民生活への影響

本条例に基づき、市は、「がん予防の推進」、「がんの早期発見の推進」、「がん患者等の支援」等を推進していきます。

また、本条例では、市の責務を規定するとともに、市民の責務として、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努め、がん対策に関する施策に協力し、がん検診を積極的に受けるよう努めることを定めています。

その他、医師、医療関係者や市内の事業者も、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めること等を定めています。

福祉保健センター

